

いじめ防止基本方針

1	いじめの防止等に関する本校の基本的な考え方	・・・	P 1
2	学校の責務	・・・	P 1
3	いじめの理解	・・・	P 1
4	いじめ防止等の対策のための組織の設置	・・・	P 3
5	いじめの防止	・・・	P 4
6	いじめの早期発見と迅速かつ適切な対応	・・・	P 5
7	家庭や地域、団体、関係機関との連携	・・・	P 6
8	重大事態への対処	・・・	P 6
9	学校いじめ防止方針の見直しと公表	・・・	P 8
10	いじめ防止の年間計画	・・・	P 8



令和7年4月改定



旭川龍谷高等学校

ASAHIKAWA RYUKOKU HIGH SCHOOL

1 いじめの防止等に関する本校の基本的な考え方

本校は「高い次元の文武両道を目指し、夢が実現できる学校」を目指しているが、その目標達成のためには、いじめの未然防止は必須の条件である。ここに、いじめを絶対に許さない学校経営、いじめの未然防止に向けた年間計画、いじめが発生した際の組織的な指導体制等について本校の基本的な方針を策定し、全教職員の共通した認識と一致した指導の確立を目指すものである。

2 学校の責務

本校においては、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号 以下「法」）及び「北海道いじめの防止等に関する条例」（平成 26 年北海道条例第 8 号）に規定された基本理念の下、すべての学校職員、保護者、生徒、地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚し、生徒の生命と尊厳を守ることができる学校を実現する。

- ・学校は、いじめが生徒の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとの認識の下、すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう学校の内外を問わずいじめ防止対策が推進されなければならない。
- ・学校は、すべての生徒がいじめを行わず、見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できる生徒を育成しなければならない。
- ・学校は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、保護者、関係機関との連携の下、当該生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応し克服しなければならない。

3 いじめの理解

(1) いじめの定義(法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの内容

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNS で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合も含まれる。教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向を十分に配慮した上で早期に対応できる体制を構築する。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ・ いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・ いじめは、大人の振る舞いを反映した問題でもある。
- ・ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、「観衆」「傍観者」の存在や、集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- ・ 自己有用感が高まる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ・ 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。「男女平等」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「性的マイノリティ」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる）状態が相当の期間継続していること

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり定義される。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

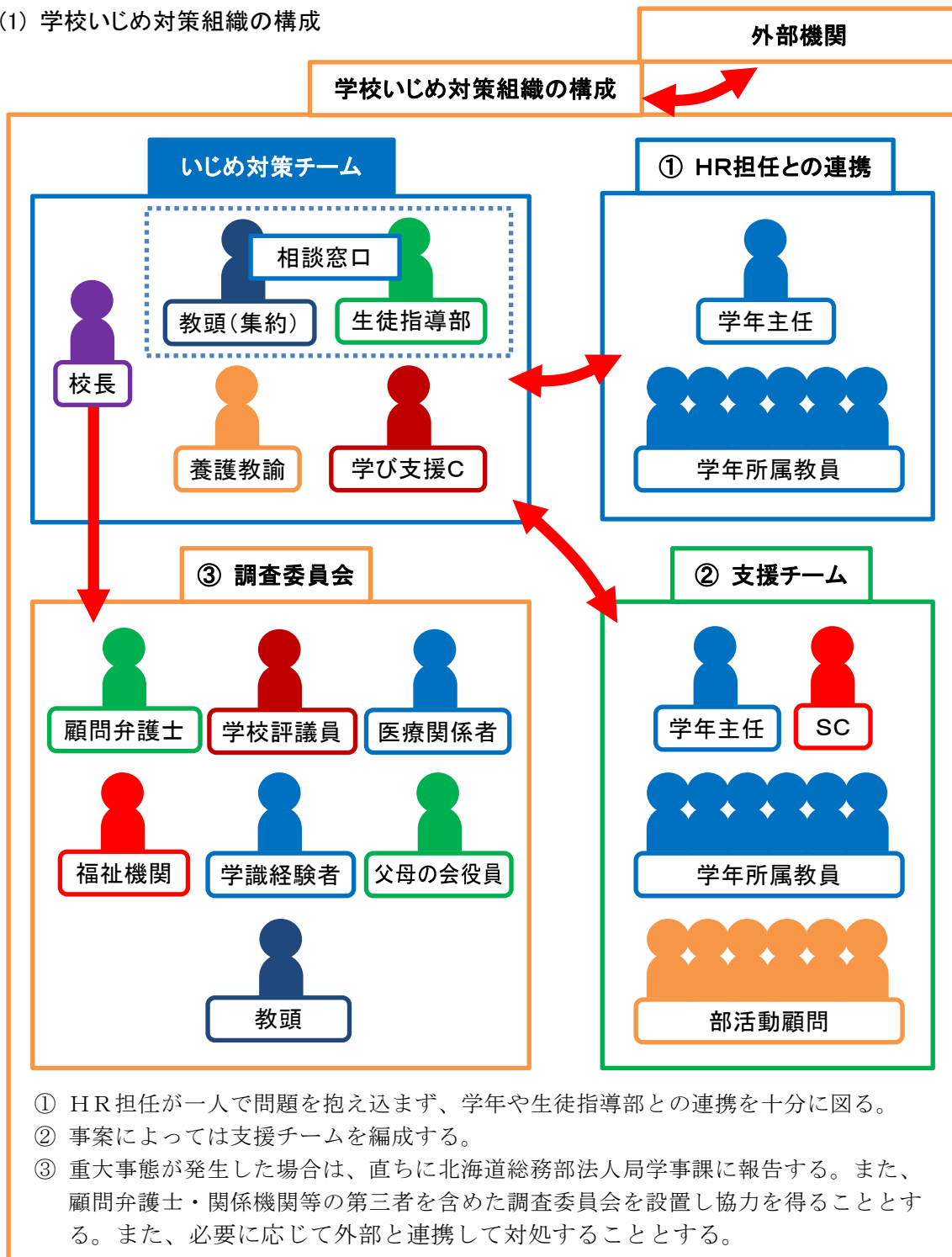
①の生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等が該当する。

②の相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に対応する。

4 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

- ・ いじめ未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ・いじめの情報があつたときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、事実関係の把握を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・本校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・いじめの防止等の教員研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・本校のいじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に理解される取組を行う役割
- ・「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し、整理・保管する役割

5 いじめの防止

(1) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- ・生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- ・他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- ・互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、プライバシーの保護やセキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する。

(2) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを推進する。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- ・児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- ・「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・配慮を必要とする児童生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

(3) 本校の取組とその充実

いじめは、どの生徒にもどの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ未然防止に向けた発達支持的生徒指導の観点が必要である。本校はこれまでも生徒の学校生活において、規範意識を高めるとともに、自己有用感、自己肯定感を高める取組を継続してきた。次の内容について今後も取組のいっそうの充実を図りたい。

- ・ 宗教の時間や法話などを活用した心の教育
- ・ グループエンカウンターなどによる人間関係づくり
- ・ 互いの違いを認め合う交友関係の育成
- ・ 交友関係に起因するトラブルを解決したり乗り越えたりする力の育成
- ・ 「薬物乱用防止教室（いのちの教育）」「生活安全講話」等の開催
- ・ 情報モラルに関する指導の徹底
- ・ 言葉の暴力などいじめに結び付く行為を許さないHRや部活動
- ・ 積極的な教育相談の促進（HR担任・スクールカウンセラー・部活動顧問）

6 いじめの早期対応と迅速かつ適切な対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることが多い。また、本人は気付いていない言動が相手を傷つけている場合もある。日頃から生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切である。

- ① いじめの問題に関する教員研修
- ② 生徒の発するサインや前兆等を見逃さない感性と観察力
- ③ 定期的なアンケート調査
- ④ 教職員間における情報の交流と共有（担任・教科担任・養教・部活動顧問等）
- ⑤ いじめの相談・通報窓口の周知
- ⑥ 保護者との連携

被害生徒本人が、いじめの被害を否定することも少なくない。そのような場合においても教職員間で情報を共有し、観察を強化することが必要である。また、ささいな兆候であっても、いじめか否かに関わらずにその問題の解決に向けて、好ましい人間関係が築かれるよう手立てを講じることが大切である。

(2) いじめへの迅速かつ適切な対応

- ① いじめを受けた生徒の保護を最優先
- ② 事実関係の把握、または生徒・保護者の訴えを傾聴
- ③ いじめ対策チームによる協議（管理職への報告と学び支援室との連携）
- ④ 指導方針、指導方法、指導体制（役割分担）の確立
- ⑤ 状況により、連携体制の構築・支援チームの編成・調査委員会の設置
- ⑥ 重大事態においては、北海道知事への報告・北海道総務部法人局学事課との連携
- ⑦ 組織的に事実関係を確認（被害の態様・状況・背景・集団の構造等）
- ⑧ 教職員間の情報の共有

- ⑨ 被害生徒への具体的な支援方法の構築
- ⑩ 加害生徒の指導、及び懲戒
- ⑪ 保護者との連携（支援・助言等）
- ⑫ いじめが起きた集団への働きかけ
- ⑬ 関係機関との連携

- ・性に関わる事案については、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。また、事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関等との連携を図る。
- ・関係生徒が複数の学校に在籍する事案については、学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないように、各学校間で緊密に連携・協力し対応する。

(3) いじめの解消

学校は、少なくとも、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明する。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進める。

- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。また、当該生徒の保護者に対し、関係生徒の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。
- ・学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察する

7 家庭や地域、団体、関係機関との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施する。

- ・生徒、保護者や地域住民が本校のいじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- ・本校のいじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を示すなどして、生徒、保護者に説明する。また、年度中の転入があった場合には、同様に当該生徒及びその保護者に説明する。
- ・相談機関との連携については管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、状況によっては北海道総務部法人局学事課に対応について報告する。

8 重大事態への対応

- ・学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに北海道総務部法人局学事課相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から報告・相談する。
- ・学校は、いじめを受けた生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組む。また、いじめを行った生徒に対し、再発防止に向けた計画的な指導を行う。

旭川龍谷高等学校 早期発見・事案対処のフロー

いじめの把握・報告

いじめの把握 ☐ いじめを受けた生徒や保護者 ☐ 学級担任 ☐ 生徒アンケートや教育相談 ☐ 関係機関や地域住民	☐ 周囲の生徒や保護者 ☐ 養護教諭等学級担任以外の教員 ☐ スクールカウンセラー ☐ その他	いじめの報告 ☐ 把握者 ☐ 相談窓口 ☐ 集約担当 ☐ 校長・教頭
---	--	--

いじめ対策チームにおいて速やかに協議

事実確認及び指導方針等の決定

☐ 事実関係の把握、または生徒・保護者の訴えを傾聴 ☐ 指導方針、指導方法、指導体制（役割分担）の確立 ☐ 教職員間の情報の共有	☐ いじめ認知の判断 ☐ 組織的に事実関係を確認
---	---

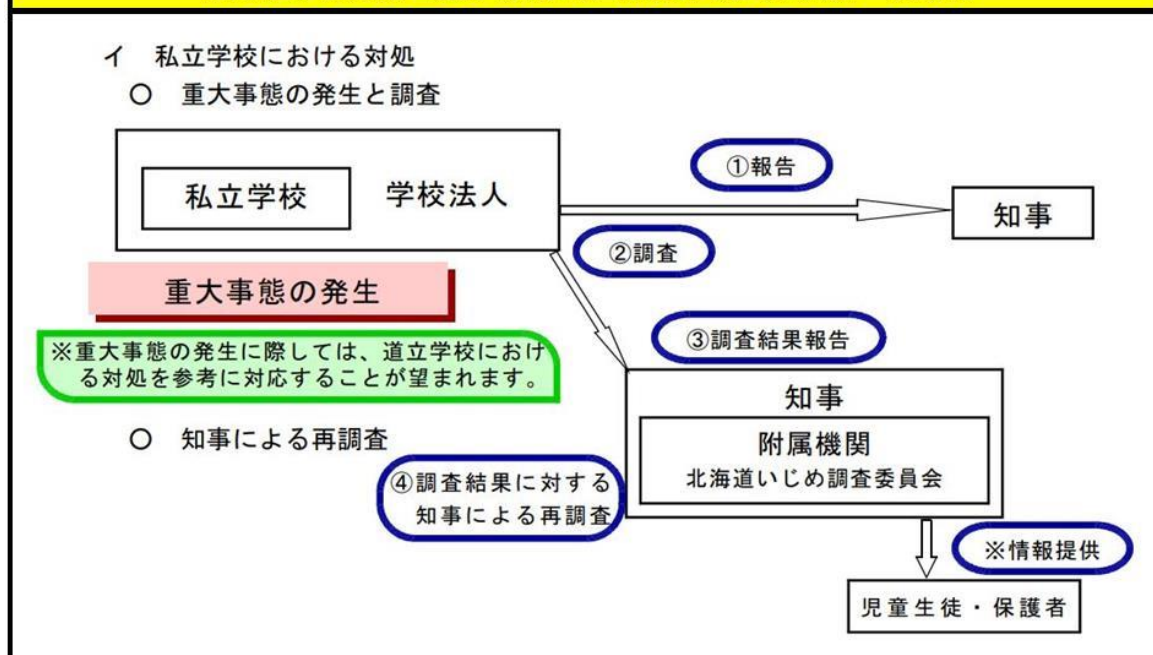
いじめ対策組織による対処

☐ いじめを受けた生徒・保護者への支援 ☐ いじめを行った生徒及び保護者への指導助言 ☐ 周囲の生徒への指導 ☐ SCなどによる心のケア ☐ 関係機関（北海道総務部法人局学事課、警察等）との連携			
	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	☐ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守ります。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲のに知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	☐ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。
☐ 一定期間経過後、解消の判断（解消とならない場合、対処プランの見直し）			

再発防止に向けた取組

原因の詳細な分析 ☐ 事実の整理、指導方針の再確認 ☐ スクールカウンセラーなどの専門家等の活用	教育内容及び指導方法の改善・充実 ☐ 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実 ☐ 人権に関する教育や道徳教育の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 ☐ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	家庭、地域との連携強化 ☐ 学校いじめ防止基本方針やいじめの防止等の考え方、取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ☐ 学校評価を通じた学校評議員会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 ☐ 生徒の地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成
学校体制の改善・充実 ☐ 生徒指導体制の点検・改善 ☐ 教育相談体制の強化 ☐ 生徒理解研修や事例研究等、実践的な教員研修の実施		

北海道いじめ防止基本方針に図示される重大事態への対処



9 学校いじめ防止方針の見直しと公表

- ・学校は、北海道教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況や適切に機能しているかを点検し、それを踏まえて本校のいじめ防止基本方針の点検・見直しを図る。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、生徒や保護者、学校評議員会を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえていじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ・本校のいじめ防止基本方針をWebに掲載するなどして公表し、周知を図る。
- ・学校説明会等様々な機会を活用して、本校のいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求める。

10 いじめ防止の年間計画

(1) 通年行われるもの

- ・朝の礼拝（朝のひとこと・念仏・合掌・礼拝）
- ・夕の礼拝（念仏・合掌・礼拝）
- ・宗教科の授業（こころ豊かに生きる生徒の育成）
- ・生活意識改善の啓発掲示物
- ・いじめ防止スローガン教室掲示
- ・毎朝の玄関指導
- ・昼休みの巡回
- ・SNS ネットパトロール
- ・生徒会いじめゼロ運動

(2) 月別の取組

- ・ 3月 中学校との引継ぎ 入学前オリエンテーション
- ・ 4月 花まつり 生徒理解調査
- ・ 5月 宗祖降誕会（法話） 生徒理解調査結果（教師用・生徒用個人票）
- ・ 6月 追悼会（法話）
- ・ 7月 いじめアンケート調査と対応 いじめゼロの共通理解を啓発するLHR指導
全校集会
- ・ 8月 全校集会
- ・ 9月 彼岸会（法話）
- ・ 10月 報恩講（法話）
- ・ 11月 仏参（法話） 学校評価（いじめ防止取組状況の検証） 教職員自己評価
生徒アンケート・保護者アンケート
- ・ 12月 成道会（法話） いじめアンケート調査と対応
いじめゼロの共通理解を啓発するLHR指導 全校集会
- ・ 1月 全校集会 御正忌報恩講（法話）
- ・ 2月 涅槃会（法話）
- ・ 3月 彼岸会（法話）